

せんだいメディアテーク公開資料の二次利用に関する留意事項

2014年4月1日 作成

2020年10月1日 改定

せんだいメディアテーク

この文書は、せんだいメディアテーク（以下、「メディアテーク」）が発行したもので、ウェブサイトや映像音響ライブラリー、頒布等を通じて閲覧に供している資料を、上記を通じた閲覧以外に利用しようとする人や団体（以下、利用者）が、守るべき事項をまとめたものです。

（本件資料の定義）

本件資料は、メディアテークが著作権を有する、あるいは、著作権者から利用許諾を得たもので、メディアテークが主体もしくは共同で制作・収集等し発行した、DVD や CD などのメディアパッケージ、ウェブサイトを通じて公開しているデジタルデータ、印刷物等に掲載された図版等を指します。

（利用の条件）

利用者は、所定の手続きを経た上で、本件資料を利用（複製、上演・演奏、上映、公衆送信、口述、展示、翻訳・翻案等、二次的著作物の利用）することができます。なお、資料によっては、営利目的での利用の禁止など制限があります。

（二次利用に関する手順）

（1） 申込

所定の申込書式に必要事項を記載の上、メディアテークへ提出してください。

（2） 回答

メディアテークは申込内容を確認の上、原則として7日以内に利用の可否を回答します。

（3） 資料の提供

本件資料は、原則として、パッケージ資料の場合には現物の貸出（費用は利用者負担）、デジタ

ルデータの場合にはインターネットを通じた提供をします。

(4) 利用後のお問い合わせ等

利用終了後、当館より利用実績についてお問い合わせし、その内容について公開する場合があります。

(そのほか)

- (1) 本件資料を利用した印刷物・発行物等には、「資料提供：せんだいメディアテーク」と明記してください。そのうち、3がつ11にちをわすれないためにセンター資料（東日本大震災関連資料）の場合には、「資料提供：3がつ11にちをわすれないためにセンター／せんだいメディアテーク」と明記してください。さらに必要に応じて当館からお願いする事項を記していただく場合があります。
- (2) 本件資料は、申込書に記載された用途以外に使用することはできません。
- (3) 本件資料の原作者及び第三者の権利を侵害しないようご注意ください。
- (4) 法令等を遵守し、公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為に利用するのはご遠慮ください。
- (5) デジタルデータで提供した資料については、使用後に返却する必要はありませんが、利用者において確実に破棄してください。
- (6) 本件資料の利用許可に基づく権利を、第三者に譲渡・二次利用させることはできません。
- (7) 利用者が本書記載事項に違反した場合、メディアテークは利用の取消を行う場合があります。なお、その際に生じた利用者の損害について、メディアテークは一切の責任を負いません。
- (8) 本件資料の改変を行う場合には、本件資料の内容について誤解を招くような改変にならないようご注意ください。本件資料の原作者の意に反する改変は許されておりません。